

動物用医薬品特例店舗販売業許可を申請される方へ

特例店舗販売業とは

地域の薬局等、医薬品販売業の普及が十分でなく、その他必要がある場合に、店舗ごとに、都道府県知事が品目を指定して与える許可です。

販売できる品目

販売できるのは、県知事の許可を得た(許可証に記載してある)動物用医薬品だけです。



販売品目の追加や変更の場合、あらかじめ手続きが必要です。詳しくは【動物用医薬品特例店舗販売品目の変更手続きについて】を参照してください。

許可証の掲示

許可証は、店舗の見やすい場所に原本を掲示しておかなければなりません。

店舗における掲示

特例店舗販売業者は、以下の項目を当該店舗の見やすい場所に掲示しなければなりません。

- ① 店舗の許可の区分の別
- ② 店舗販売業者の氏名又は名称
- ③ 取り扱う医薬品の区分
- ④ 相談時の対応方法に関する解説*
- ⑤ 営業時間及び営業時間外に相談に対応することができる時間及び連絡先*

①～③の内容は許可証に記載されているので、許可証の掲示をもって代えることができます。(※：④、⑤は相談を行う場合のみ掲示する必要があります。)

特例店舗販売業の事項変更届

!!変更内容により、届出期間が異なります!!

	事前届	事後届(変更後30日以内)
変 更 内 容	①店舗の名称 ②相談に応ずる連絡先 ③特定販売実施の有無 ④特定販売に関する項目 ・使用する通信手段 ・申請書に記載した名称と異なる名称を表示するときはその名称	①申請者の氏名(名称)、住所 ②業務を行う役員(法人の場合) ③店舗の構造設備の主要部分 ④兼営事業の種類 ⑤取り扱う医薬品の品目(廃止の場合)

廃止・新規の届出

以下の場合、事項変更届けではなく、廃止届出の後、新規許可の取得が必要です。

- ・店舗が移転する場合
- ・法人格の変更を行う場合（開設者が個人から法人に変更になる等）

販売方法

以下の販売方法は禁止されています。

・分割販売

外箱を開封し、内袋のバラ売りを行ってはいけません。

開封して、別容器に移し替えて販売してはいけません。

・混在陳列

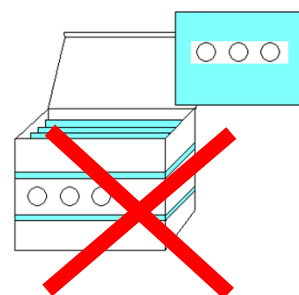
医薬品とそれ以外の商品を混在して陳列してはいけません。

・特定販売

特例店舗販売業は、その許可された目的から、

販売先を当該地域内に限定するよう指導しています。

インターネット販売等を行う場合は店舗販売業の許可を取るようお願いします。



記録

医薬品を譲り受けた（仕入れた）時は、下記についての記録を記載した日から2年間保存しなければなりません。

- 1 医薬品名及び数量
- 2 仕入れた年月日
- 3 仕入れ先の名称及び住所

不明な点がありましたら、最寄りの家畜保健衛生所、県畜産課へご相談ください。

鹿児島県農政部畜産課	TEL(099)286-3224	南薩家畜保健衛生所	TEL(0993)83-2156
鹿児島中央家畜保健衛生所	TEL(099)274-7555	北薩家畜保健衛生所	TEL(0996)22-2184
〃 熊毛支所	TEL(0997)27-0036	始良家畜保健衛生所	TEL(0995)62-3070
〃 大島支所	TEL(0997)63-0045	曾於家畜保健衛生所	TEL(099)487-2351
〃 徳之島支所	TEL(0997)83-0074	肝属家畜保健衛生所	TEL(0994)43-2515